

諮問番号：令和5年度諮問第9号

答申番号：令和5年度答申第9号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

山梨県富士・東部保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和4年10月26日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定に基づく生活保護停止処分に係る審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

法に基づく生活保護について、処分庁は、令和4年6月24日、生活保護受給中の審査請求人に対して保護の実施に必要な立入検査並びに報告の求めに誠実に応じるとともに、期日内に応答することを求める法第27条第1項に基づく指導指示及び法第28条第1項に基づく健診命令を行ったが、審査請求人がこれに従わなかった。同年9月9日、処分庁は、保護の停止処分を行うため、審査請求人に対し、法第62条第4項に基づく弁明の機会を付与する旨の通知を送付したが、審査請求人はこれに応じなかった。

そのため、処分庁は、審査請求人に対し同年10月26日付けで法第62条第3項に基づき生活保護停止処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が令和5年1月27日付けで本件処分について取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

#### 2 関連法令等の定め

- (1) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第25条第2項）。

(2) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする（法第26条）。

(3) 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる（法第27条第1項）。

指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない（同条第2項）。

第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない（同条第3項）。

(4) 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる（法第28条第1項）。

保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる（同条第5項）。

(5) 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない（法第60条）。

(6) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保

護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（法第61条）。

- (7) 被保護者は、保護の実施機関が、第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない（法第62条第1項）。

保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項）。

保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない（同条第4項）。

- (8) 第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない（生活保護法施行規則第19条）。

- (9) 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（行政手続法第14条第1項）。

- (10) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が定められている。

- (11) 保護受給中の者については、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるときのような場合

においては、必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこととされている（局長通知第11-2（1）ス）。

また、被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととされている（局長通知第11-2（4））。

(12) 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準については、「当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと」とされ、「保護の変更よることが適当でない場合は保護を停止すること」とされている（課長通知第11の1答）。

(13) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-37答では、現に保護を受給中の者について必要な調査に協力しない場合は、法第27条に基づく文書による指導または指示を行い、なおかつ協力が得られない場合であれば停廃止の処分を行うべきであるとされている。

### 3 前提事実

(1) 審査請求人は、平成27年11月10日付けで、「就労困難な特異な持病（障害）が続き、経済力（資力）がほぼなくなってしまった為」との理由により、処分庁に対し生活保護の申請を行った。

(2) 処分庁は、平成27年11月10日付けで審査請求人に対する法に基づく生活保護を開始した。

(3) 処分庁は、宿泊施設に滞在していた審査請求人に対して、適正な保護実施のため面接を行うことや処分庁へ連絡をすることを手紙や電子メール等で求めたが、審査請求人がこれらに応じなかったことから、令和4年4月15日、審査請求人の滞在先宿泊施設を訪問し、法第27条第1項に基づき、審査請求人に対し、「処分庁からの連絡に応答すること」、「適正な保護実施のため面接に応じること及び必要な報告をすること」及び「住居を探すこと」を旨とする口頭指導を行った。



停止を決定し、保護停止決定通知書及び法第27条第1項に基づき、「保護の実施に必要な立入調査ならびに報告の求めに誠実に応じるとともに、期限内に応答すること」、「現在の所在地、保有金についての資力の発生事由、時期、保有金が累積している経緯、処分庁へ未申告となっている理由及び立ち入り調査希望日について令和4年11月7日までに報告すること」を旨とする指導指示書を通知した。

(10) 審査請求人は、山梨県知事（以下「審査庁」という。）に対し、令和5年1月27日付けで本件処分の取消しを求める旨の本件審査請求を行った。

(11) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和5年8月31日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

#### 4 争点

- (1) 法第27条第1項に基づく審査請求人に対する指導指示について、違法又は不当な点はあるか。（争点1）
- (2) 審査請求人が指導指示に従わないことを理由とした、生活保護停止処分について、違法又は不当な点はあるか。（争点2）

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張（争点1及び争点2）

- (1) 法第27条第1項における「保護の達成に必要な」という条件から逸脱した質（クオリティ）の令和4年6月24日付け文書指示に有効性などなく、同条第2項及び第3項にも反しており、本件処分等に正当な理由など成り立たない。
- (2) 処分庁の主張する経緯について、真正でない箇所が多々あるため、処分の適切性の根拠とすることは許されない。
- (3) 関係法令について、一般人である審査請求人に対して、十二分な説明や教示等はこれまでなく、不適切でなによりも不親切である。

#### 2 処分庁の主張

- (1) 争点1について  
ア 局長通知第11-2(1)スにおいて、「その他、保護の目的を達成

するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき」は法第27条による指導指示を行うこととされている。

イ 本件についてみると、審査請求人は宿泊施設への滞在を続けており、居宅生活を行っている世帯と比較し、居住先住所や生活環境の把握が困難であること、また、体調不良を度々訴えていることに加え、宿泊施設への滞在が続いていることから居宅での生活と比べて身体及び精神状況への負担が大きいことが予想され、処分庁は審査請求人が健康で文化的な生活を送っているか、また、適正な保護の実施のため審査請求人の居住実態、資産・収入状況及び健康状態について特に把握をする必要があり、法28条1項に基づく立入調査の実施を求めているものである。

また、審査請求人の電話は不通となっており、宿泊施設への郵便物や電子メールについては返信のないことが常態化していたことから、立入調査以外の方法により審査請求人とやりとりを行い、審査請求人の現況を調査することが困難となっていることから、立入調査を実施し、審査請求人と面談する必要があると判断したものである。

しかし、審査請求人は処分庁からの立入調査日程の報告の求めについて、複数回にわたり回答を行わず、立入調査を行うことができなかつたため、審査請求人が立入調査を忌避したと判断したものである。

ウ 本件のような環境下に置かれた審査請求人と連絡及び面談が出来ない状態が続くことは、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを阻害するものであり、その自立を助長することを目的とした法の目的を達することが困難となるものであるから、容認できるものではなく、処分庁の指導指示事項である「保護の実施に必要な立入調査ならびに報告の求めに誠実に応じるとともに、期日内に応答すること」は、法に定められた範囲内の対応を求める最小限度のものであり、法第27条第2項に反しないものとする。

エ また、審査請求人に対し指導指示事項を強制した事実はなく、法第27条第3項に反しているという審査請求人の主張は根拠がない。

オ 手続については、処分庁は再三電子メールや口頭、手紙を通じて審査請求人に対し面接及び連絡に応答すること等を求め、令和4年4月15日には審査請求人に対し、「面接に応じること及び必要な報告をすること」等を旨とする口頭指導を行っているが、審査請求人は処分

庁からの連絡に引き続き応答せず、指導に従わなかったことから、文書による指導指示を行ったものである。また、行政手続法第14条第1項に則り、処分の理由を指導指示書に記載している。そのため、手続上の瑕疵はないものとする。

カ 以上から、処分庁の行った指導指示に違法性はなく、また、相当性を欠く処分とはいえないものとする。

(2) 争点2について

ア 保護の停止は、法第62条第3項に定められているとおり、指導指示違反があった場合に行うことができるとされているところ、本件についてみると、審査請求人は令和4年6月24日付け指導指示に従わず、以降にも再三の処分庁からの保護の実施に必要な報告の求めに対し応答していない。そのため、この状況が続く場合は適正な保護の実施ができないと処分庁が判断したことから本件処分を行ったものである。

また、審査請求人は令和4年8月中旬からこれまでの滞在先から移動したが、処分庁に報告を行っておらず、令和4年9月1日に居住地の報告を求める口頭指導を行ったが、期日までの報告はなかった。このことにより処分庁は審査請求人の滞在地を把握できず、連絡も取れない状況となった。

イ 「保護の実施に必要な立入調査ならびに報告の求めに誠実に応じるとともに、期日内に応答すること」を旨とする指導指示に従わない状況が継続することは、適正な保護の実施が困難となるものであるため、軽微な内容であるとは言いがたく、指導指示以降も審査請求人は指導指示に従う義務に違反する状況が継続していたことから、保護の停止処分を行ったものである。

ウ 面接や報告の求めに応じられない理由として審査請求人は体調不良を主張しているが、処分庁はこれまで審査請求人に対し受診勧奨や受診援助の申出及び検診命令を行ってきたにもかかわらず、審査請求人の受診行動は確認できておらず、審査請求人の体調不良との主張を裏付ける客観的事実はない。また、審査請求人が体調不良を主張しながらも医療機関への受診等の行動をとらないことは法第60条の「健康の保持、増進に努める」義務を怠っているものである。

エ 手続については、法第62条4項により審査請求人に対し弁明の機



会の付与を行ったが、期日までに審査請求人からの弁明がなかったため、処分庁において停止処分を決定したものである。また、法第26条及び行政手続法第14条第1項に則り、不利益処分となった理由を記載した書面により本件処分を通知している。そのため、本件処分において手続上の瑕疵はないものとする。

オ 以上から、本件処分に違法性はなく、また、相当性を欠く処分とはいえないものとする。

#### 第4 審理員意見の要旨

##### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

##### 2 理由（争点1及び争点2）

(1) 指示等に従う義務については、「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」（法第62条第1項）とされており、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」（同条第3項）。

(2) 審査請求人は、処分庁からの面談の実施や必要な申告、指導指示に対して応じなかった。この状況は生活保護の公正性の観点からも改めるべき状況であり、処分庁が審査請求人に対して実施した指導指示に違法性はなく、保護の停止は法に基づき実施した処分である。

#### 第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

#### 第6 調査審議の経過

令和5年 8月31日 審査庁から諮問書の提出  
同年 9月20日 第1回審議  
同年11月 6日 第2回審議

## 第7 審査会の判断

### 1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分に係る争点について

#### (1) 争点1について

ア 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることとされており（法第27条第1項）、保護受給中の者に対する指導指示については、特に保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこととされている（局長通知第11-2（1）ス）。

本件において審査請求人は、上記第2の3（3）記載のとおり保護の実施機関である処分庁からの適正な保護実施のため面接に応じることや必要な連絡をするといった任意の求めを受けつつも、これに応じなかったものであり、宿泊施設に滞在し、体調不良を訴える審査請求人に対して、処分庁としては、審査請求人が健康で文化的な生活を送っているかを確認し、また、適正な保護の実施のための審査請求人の居住実態、資産・収入状況及び健康状態といった保護の実施に必要な情報を把握するため、調査する必要があったものと認められる。

イ 法第27条第1項に基づく指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならないと規定されているところ（法第27条第2項）、令和4年6月24日付けの指導指示書の内容は「処分庁が行う保護の実施に必要な立入調査ならびに報告の求めに応じるとともに、今後、期日内に応答すること」であり、宿泊施設に滞在し、体調不良を訴える審査請求人が処分庁からの連絡に応じず、また、任意の面接の実施を忌避しているために処分庁が保護の実施に必要な情報を把握できない本件においては、最少限度の範囲内であると認められる。

- ウ また、法第27条第1項に基づく指導又は指示は被保護者の意に反して強制し得るものと解釈してはならないとされているところ（法第27条第3項）、令和4年6月24日付けの指導指示について、義務の履行をさせるために行政上の強制執行の手段を用いるなど、処分庁が審査請求人の意に反してこれを強制した事情は認められない。
- エ よって、処分庁の行った法第27条第1項に基づく審査請求人に対する指導指示について、違法又は不当な点はない。

(2) 争点2について

ア 被保護者は、保護の実施機関が法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとされ（法第62条第1項）、保護の実施機関は、被保護者が法第62条第1項に規定する義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされている（同条第3項）。

なお、法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないものである（生活保護法施行規則第19条）。

イ 本件についてみると、上記第2の3（5）記載のとおり、審査請求人は令和4年6月24日付け書面による処分庁の指導指示に応じなかったものであり、審査請求人は処分庁の必要な調査に協力せず、適法な指導指示に従わなかったことが認められる。

ウ 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準については、当該指導指示の内容が比較的軽微な場合であっても、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとされている（課長通知第11の1答）。

エ 本件についてみると、指導指示事項としている「処分庁が行う保護の実施に必要な立入調査ならびに報告の求めに応じるとともに、今後、期日内に応答すること」については、審査請求人の生活状況や収入状況等を把握するという、保護を実施する上で重要な調査の実施を目的としていることから、保護の実施上軽微な事項であるとはいえず、また、現に保護を受給中の者について必要な調査に協力しない場合は、法第27条に基づく文書による指導または指示を行い、なおかつ協力が得られない場合であれば停廃止の処分を行うべきであるとされていることから（問答集問13-37答）、本件において保護の停止を適用することが相当であると認められる。

オ また、保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないとされている（法第62条第4項）。

本件処分は保護の停止処分であることから弁明の機会の付与を要するところ、審査請求人に対しては、令和4年9月9日付けで、令和4年6月24日付け指導指示書で処分庁が行った指導指示に従わなかったことを理由とし、弁明の日時を同年9月28日午後1時30分、弁明の場所を富士吉田合同庁舎（富士・東部保健福祉事務所）とする弁明の機会付与通知書が発出されていることが認められる。

カ さらに、本件処分決定通知書についてみると、本件処分の理由として「生活保護法第27条により令和4年6月24日付け富東福第2770号で行った、保護の実施に必要な立入調査ならびに報告の求めに誠実に応じるとともに期日内に応答するという内容の文書指示を履行せず、同法第62条第1項の指示等に従う義務に違反したので、同法第62条第3項の規程に基づき、保護を停止します。」とし、根拠となる法令及び原因となる事実関係に係る記載が認められ、処分の理由記載についても違法又は不当な点はない。

キ よって、審査請求人が当該指導指示に従わなかったことに対し、保護の停止が相当であるとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 實川 和子

委員 吉澤 宏治